

元気生活圈元気創出応援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、元気生活圈元気創出応援事業（以下「本事業」という。）の実施について、元気生活圈元気創出応援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(企業の社会貢献活動による地域づくり支援事業)

第2条 実施要綱第5条第1項第1号イの「企業の社会貢献活動による地域づくり支援事業」の実施については、次の各号によるものとする。

- (1) 元気生活圈元気創出応援事業受託者（以下「受託者」という。）は、山口県（以下「県」という。）及びやまぐち県民活動支援センター等の協力を得て、社会貢献活動により中山間地域づくりの支援活動を行おうとする企業を募集する。
- (2) 前号の企業による応募は、やまぐち県民活動支援センターがそのホームページにおいて運営する「山口県県民活動スーパーネット」に事業への参加を希望する旨を付して企業情報を登録する方法により行うものとする。
- (3) 受託者は、県の協力を得て、市町を通じて第1号の企業による支援を希望する地域団体を募集する。
- (4) 前号の支援を希望する地域団体は、地域エントリーシート（別記第1号様式）を市町に提出する。
- (5) 市町は、関係する県の県民局（地域づくり支援員）と協議の上、企業の社会貢献活動による支援が相応しい地域団体を選定し、当該地域団体に係る地域エントリーシートを受託者に提出する。
- (6) 受託者は、応募のあった企業及び選定された地域団体について、それぞれに関する情報をもとに、県と協議して両者のマッチングを行い、その結果を企業並びに市町及び地域団体に通知する。
- (7) 前号の規定によるマッチングの後、事業の実施について合意した企業及び地域団体は、実施主体として地域協議会を設置し、事業を実施する。
- (8) 前号の地域協議会は、3年以上事業を継続するものとし、事業を開始した年度から3年間は、毎年度、9月30日までの活動実績を翌月15日までに、当該年度の活動実績を3月31日までに、それぞれ別に定める様式により受託者に報告するものとする。ただし、受託者が別に期日を指定する場合は、指定された期日までに提出しなければならない。

(大学生等による地域づくり支援事業)

第3条 実施要綱第5条第1項第1号ロの「大学生等による地域づくり支援事業」の実施については、次の各号によるものとする。

- (1) 受託者は、県の協力を得て、各大学生等の中山間地域への支援に関する情報等を収集の上、中山間地域づくりの支援活動を行おうとする大学生等を募集する。

- (2) 受託者は、県の協力を得て、市町を通じて前号の大学生等による支援を希望する地域団体を募集する。
- (3) 前号の支援を希望する地域団体は、地域エントリーシート（別記第1号様式）を市町に提出する。
- (4) 市町は、関係する県の県民局（地域づくり支援員）と協議の上、大学生等による支援が相応しい地域団体を選定し、当該地域団体に係る地域エントリーシートを受託者に提出する。
- (5) 受託者は、応募のあった大学生等及び選定された地域団体について、それぞれに関する情報をもとに、県と協議して両者のマッチングを行い、その結果を大学生等並びに市町及び地域団体に通知する。
- (6) 前号の規定によるマッチングの後、事業の実施について合意した大学生等及び地域団体は、実施主体として地域協議会を設置し、事業を実施する。
- (7) 前号の地域協議会は、毎年度、9月30日までの活動実績を翌月15日までに、当該年度の活動実績を3月31日までに、それぞれ別に定める様式により受託者に報告するものとする。ただし、受託者が別に期日を指定する場合は、指定された期日までに提出しなければならない。

（地域づくり支援団体等による地域づくり支援事業）

第4条 実施要綱第5条第1項第1号ハの「地域づくり支援団体等による地域づくり支援事業」の実施については、次の各号によるものとする。

- (1) 受託者は、県の協力を得て、各地域づくり支援団体等の中山間地域への支援に関する情報等を収集の上、中山間地域づくりの支援活動を行おうとする地域づくり支援団体等を募集する。
- (2) 受託者は、県の協力を得て、市町を通じて前号の地域づくり支援団体等による支援を希望する地域団体を募集する。
- (3) 前号の支援を希望する地域団体は、地域エントリーシート（別記第1号様式）を市町に提出する。
- (4) 市町は、関係する県の県民局（地域づくり支援員）と協議の上、地域づくり支援団体等による支援が相応しい地域団体を選定し、当該地域団体に係る地域エントリーシートを受託者に提出する。
- (5) 受託者は、応募のあった地域づくり支援団体等及び選定された地域団体について、それぞれに関する情報をもとに、県と協議して両者のマッチングを行い、その結果を地域づくり支援団体等並びに市町及び地域団体に通知する。
- (6) 前号の規定によるマッチングの後、事業の実施について合意した地域づくり支援団体等及び地域団体は、実施主体として地域協議会を設置し、事業を実施する。
- (7) 前号の地域協議会は、毎年度、9月30日までの活動実績を翌月15日までに、当該年度の活動実績を3月31日までに、それぞれ別に定める様式により受託者に報告するものとする。ただし、受託者が別に期日を指定する場合は、指定された期日までに提出しなければならない。

(県職員による地域づくり支援事業(課題検討支援))

第5条 実施要綱第5条第1項第2号の「県職員による地域づくり支援事業」の実施については、次の各号によるものとする。

- (1) 受託者は、県の協力を得て、市町を通じて県職員による支援を希望する地域団体を募集する。
- (2) 前号の支援を希望する地域団体は、地域エントリーシート(別記第1号様式)を市町に提出する。
- (3) 市町は、県職員による支援が相応しい地域団体を中山間地域づくり地区連絡会議に諮って選定し、当該地域団体に係る地域エントリーシートを受託者に提出する。
- (4) 受託者は、前号の規定により提出された地域エントリーシートにより、県職員による支援の地域及び活動内容等を県庁中山間応援隊事務局に通知する。
- (5) 県庁中山間応援隊は、前号の規定による通知を受け、県庁中山間応援隊実施要領に基づいて事業を実施する。

(民間団体・一般県民等による地域づくり支援事業(ボランティア支援))

第6条 実施要綱第5条第1項第3号の「民間団体・一般県民等(以下「一般県民等」という。)による地域づくり支援事業」の実施については、次の各号によるものとする。

- (1) 受託者は、県の協力を得て、市町を通じて一般県民等による支援を希望する地域団体を募集する。
- (2) 前号の支援を希望する地域団体は、地域エントリーシート(別記第1号様式)を市町に提出する。
- (3) 市町は、関係する県の県民局(地域づくり支援員)と協議の上、一般県民等による支援が相応しい地域団体を選定し、当該地域団体に係る地域エントリーシートを受託者に提出する。
- (4) 受託者は、前号の規定により提出された地域エントリーシートに基づき、県及びやまぐち県民活動支援センターの協力を得て、「やまぐち社会貢献活動支援ネット」を通じて、支援活動に参加する民間団体・一般県民等を募集する。
- (5) 受託者は、前号の募集に応募のあった民間団体・一般県民等から、参加者を決定し、参加者並びに市町及び地域団体に通知する。
- (6) 前号の規定により決定された参加者は、地域団体と協働して事業を実施し、地域団体は、事業終了後、速やかに支援活動報告書(別記第2号様式)を受託者に提出する。
- (7) 前条の事業との合同で事業を実施する場合には、それぞれの参加人数は、受託者と県庁中山間応援隊事務局が協議して調整するものとする。

(高校生による地域づくり支援事業(ボランティア支援))

第7条 実施要綱第5条第1項第4号の「高校生による地域づくり支援事業」の実施については、次の各号によるものとする。

- (1) 受託者は、県の協力を得て、市町を通じて高校生による支援を希望する地域団体を

募集する。

- (2) 前号の支援を希望する地域団体は、地域エントリーシート（別記第1号様式）を市町に提出する。
- (3) 市町は、関係する県の県民局（地域づくり支援員）と協議の上、高校生による支援が相応しい地域団体を選定し、当該地域団体に係る地域エントリーシートを受託者に提出する。
- (4) 受託者は、前号の規定により提出された地域エントリーシートに基づき、県の協力を得て、「高校生ボランティアバンク」を通じて、支援活動に参加する高校生を募集する。
- (5) 受託者は、前号の募集に応募のあった高校生から、参加者を決定し、参加者並びに市町及び地域団体に通知する。
- (6) 前号の規定により決定された参加者は、地域団体と協働して事業を実施し、地域団体は、事業終了後、速やかに支援活動報告書（別記第2号様式）を受託者に提出する。
- (7) 第6条の事業との合同で事業を実施する場合には、それぞれの参加人数は、受託者と県庁中山間応援隊事務局が協議して調整するものとする。

（事業の進行管理）

第8条 受託者は、地域協議会及び地域団体における活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、必要な指導・助言を行い、本事業を適切に進行管理するものとする。

（市町及び県民局の支援）

第9条 市町及び県の県民局（地域づくり支援員）は、管轄する区域内における本事業の実施を支援するものとする。

（情報発信）

第10条 受託者及び県は、本事業の実施に係る現地での活動状況等について、ホームページや広報誌への掲載、活動報告会の開催等により、広く情報発信に努めるものとする。

（その他）

第11条 その他本事業の実施について必要な事項は、受託者及び県が協議して定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(やまぐち中山間地域元気創出応援事業実施要領)

- 4 やまぐち中山間地域元気創出応援事業実施要領(平成 27 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。ただし、廃止前の要領の規定による支援の継続地域については、なおその効力を有する。